

お客様各位

伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社

## 約款等の変更について

伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社の電気需給約款を2018年1月1日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

### 【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
第20条 供給の中止または 使用の制限もしくは 中止	<p>1. 以下のいずれかに該当した場合、一般送配電事業者により、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検・修繕・変更その他の工事にやむをえない場合</p> <p>(3) 非常変災の場合</p> <p>(4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合</p> <p>2. 前項の場合には、あらかじめその旨を広告その他の方法によって、一般送配電事業者より、お客さまにお知らせがされます。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 第1項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 割引率 その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 制限または中止延べ日数の計算 前号における延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算し、一般送配電事業者より通知された日数とします。</p> <p>(3) 延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行われる制限または中止は、1月につき1日に限り、計算に入れません。なお、一般送配電事業者と本小売電気事業者との協議が整わなかった場合、一般送配電事業者のお客さまに対する3日前までのお知らせは、本小売電気事業者に対する3日前までのお知らせとしますが、その場合は、本小売電気事業者から連絡を受けた当社がすみやかにお客さまにお知らせします。</p>	<p>(変更なし)</p> <p>3. 第1項各号による料金の減額は<u>おこないません。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(削除)</u></p>

### 【 上記の変更実施日 】

2018年1月1日実施

### 【 本件に関するお問い合わせ先 】

伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社

担当部署 トータルエネルギー部 電力企画課

電話番号 : 082-225-7744 (月曜日～金曜日、9:00～17:30 祝祭日除く)

メール : hl-nishi-nihon\_denryoku@grp.itcenex.com

以上